VOC排出濃度実測調査について

1 調査の目的

大気汚染防止法の一部改正に伴い、規制対象となる具体的施設及び施設毎の裾切り指標とその数値、排出基準等の政令・省令の内容を決めるため、幅広い施設を対象として VOC実測データ及び施設に関する諸情報を入手する。

2 調査対象施設

VOCを排出している以下の6類型10施設から合計約500施設。施設の類型と施設の主な例は別紙の通り。施設類型及び業種毎にVOC排出量を目安として施設を分類して調査を行う。

(1) 塗装施設 塗装後の乾燥・焼付施設

(2) 化学製品製造における乾燥施設

(3) 工業用洗浄施設 洗浄後の乾燥施設

(4) 印刷施設 印刷後の乾燥・焼付施設

(5) VOC貯蔵施設

(6) 接着剤使用施設 接着剤使用後の乾燥・焼付施設

3 調査内容

(1)調査項目

- ・VOC濃度(処理装置の前後での濃度測定、複数の排出口での濃度測定)
- ・排出ガス量
- ・排出ガス温度
- ・水分量

(注) VOC排出濃度は水素炎イオン化検出器(FID)を用いて測定する。

(2) その他関連調査

事業所・対象施設ごとのVOC排出量や事業所に設置された対象施設の規模・能力等、施設の排出口からの排出濃度との相関関係を得るための情報を調査対象事業所に対するアンケート調査により入手する。

- 4 調査期間 平成16年8月~10月
- 5 調査対象地域 原則として関東、中部、近畿の3地域
- 6 調査方法

事業者団体より調査に協力いただける事業所の推薦を受ける。 推薦された事業所に対してアンケート調査を実施する。 VOC排出濃度実測調査を実施する。

7 調査に協力いただける事業所の推薦にあたっての留意事項

VOCの排出量と関連する指標で事業者が把握しやすいのは使用量と考えられることから、VOCの使用量が多い施設から少ない施設までバランスよく選ぶ。

処理装置の設置や原材料転換によりVOCの排出抑制対策を講じている施設を調査対象に含める。

排出口が多数存在する施設等、多様な排出形態がある業種においては、それら多様な排出形態の施設がバランス良く調査対象となるようにする。

(別紙) VOC排出施設類型

